

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年5月26日(2025.5.26)

【公開番号】特開2024-4059(P2024-4059A)

【公開日】令和6年1月16日(2024.1.16)

【年通号数】公開公報(特許)2024-008

【出願番号】特願2022-103508(P2022-103508)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 3 Z

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月16日(2025.5.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【0005】

上記目的を達成するために、以下に示すような遊技機が提供される。遊技機は、所定の集積回路を含む部品と所要の情報を発光表示可能な発光表示部品と検査装置を接続可能な検査端子とを実装する基板と、基板の正面視で部品を視認可能にして基板を収容する収容ケースと、収容ケースの第1位置に貼付される第1シールと、第1位置と重ならない収容ケースの第2位置に貼付される第2シールと、収容ケースを封止する封止シールと、を含む。第1シールは、基板の正面視で当該第1シール越しに第1の視認性で部品を視認可能にする。第2シールは、基板の正面視で当該第2シール越しに第1の視認性に劣る第2の視認性で部品を視認可能にする。発光表示部品は、第2シールに近接しながら基板の正面視で第1シールおよび第2シールと重ならない位置に実装されて所要の情報を観察可能にする。収容ケースは、基板に近接する位置から第2シール近傍まで立ち上がる起立壁を第2シールの一辺に沿って有する。部品には、遊技用マイクロコンピュータが含まれる。基板は、当該遊技機に支持された状態における水平方向一側に第2シールにオフセットして当該基板周縁部に検査端子を配置し、基板の正面視で第1シールと第2シールとに重ならない位置に遊技用マイクロコンピュータを実装し、基板の正面視で第1シールと第2シールと重なる位置に遊技用マイクロコンピュータよりも基板上の高さがない部品を実装する

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

40

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の集積回路を含む部品と所要の情報を発光表示可能な発光表示部品と検査装置を接続可能な検査端子とを実装する基板と、

前記基板の正面視で前記部品を視認可能にして前記基板を収容する収容ケースと、

前記収容ケースの第1位置に貼付される第1シールと、

前記第1位置と重ならない前記収容ケースの第2位置に貼付される第2シールと、

50

前記収容ケースを封止する封止シールと、
を含み、

前記第1シールは、前記基板の正面視で当該第1シール越しに第1の視認性で前記部品を
視認可能にし、

前記第2シールは、前記基板の正面視で当該第2シール越しに前記第1の視認性に劣る第
2の視認性で前記部品を視認可能にし、

前記発光表示部品は、前記第2シールに近接しながら前記基板の正面視で前記第1シール
および前記第2シールと重ならない位置に実装されて前記所要の情報を観察可能にし、

前記収容ケースは、前記基板に近接する位置から前記第2シール近傍まで立ち上がる起立
壁を前記第2シールの一辺に沿って有し、

前記部品には、遊技用マイクロコンピュータが含まれ、

前記基板は、当該遊技機に支持された状態における水平方向一側に前記第2シールにオフ
セットして当該基板周縁部に前記検査端子を配置し、前記基板の正面視で前記第1シール
と前記第2シールとに重ならない位置に前記遊技用マイクロコンピュータを実装し、前記
基板の正面視で前記第1シールと前記第2シールと重なる位置に前記遊技用マイクロコン
ピュータよりも基板上の高さがない部品を実装する、

遊技機。

10

20

30

40

50